

岩手県口腔保健支援センター設置運営要綱

(目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として位置づけるとともに、岩手県口腔の健康づくり推進条例（平成25年岩手県条例第36号）第9条によるイー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）に基づき県民の歯科口腔保健を推進するために、岩手県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、岩手県とする。

(設置)

第3条 支援センターは、岩手県保健福祉部健康国保課に設置する。

(業務内容)

第4条 支援センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に係る業務運営を行う。

- (1) 地域住民等に対する口腔の健康づくりの啓発
- (2) 口腔の健康づくりに関する情報収集・提供
- (3) 口腔の健康づくりに携わる人材の育成
- (4) 市町村、関係機関・団体等に対する口腔の健康づくりの支援
- (5) 市町村、関係機関・団体等との連絡調整
- (6) 口腔の健康づくりに関する対策の評価
- (7) その他口腔の健康づくりの推進に関する業務

(組織)

第5条 支援センターにセンター長、副センター長を置く。

- 2 センター長は、健康国保課総括課長とし、支援センターを代表し、その事務を統括する。
- 3 副センター長は、健康国保課健康予防担当課長とし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

(協議・検討組織)

第6条 支援センターは、地域の保健、医療、介護、福祉、産業保健、学校保健等の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健施策の具体策に取り組むものとする。

- 2 協議・検討組織として、健康いわて21プラン口腔保健専門委員会を充てる。

(事務局)

第7条 支援センターの事務を処理するため、岩手県保健福祉部健康国保課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。